

当財団の勤務体制（在宅勤務実施期間延長）について

一般財団法人みなと総合研究財団では、政府による緊急事態宣言を受けて、5月6日までの間、当財団に勤務する役職員は、原則として在宅勤務とさせていただきます。

しかしながら、政府において緊急事態宣言の延長が検討されていることを踏まえ、在宅勤務の実施期間を同宣言に併せて延長することといたします。

在宅勤務の実施期間中にご連絡、お問い合わせ等がある場合は、各担当者にメールでご連絡をいただければ幸いです。

なお、情勢の変化により、期間の変更等もあり得ますことをご承知おきください。変更の際にはホームページを通じてご連絡申し上げます。

関係の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月1日

一般財団法人みなと総合研究財団